

短期大学部 歯科衛生科アセスメントポリシー

- (1) 授業科目の評価は、授業への参加度、試験・レポート・実技・実習などの成績、及びその他の学習作業の結果を総合して行う。
- (2) 各授業科目の成績評価法は、「授業計画（シラバス）」に掲載している。
- (3) 試験・成績に係る詳細な事項は、「履修要項」に掲載している。
- (4) 履修登録単位数は各学年 53 単位を上限とする。
- (5) 定期試験は、筆記、レポート、実技などの方法で実施し、評価する。
- (6) 試験を受験し、単位が認定されるためには、授業時間数の 3 分の 2 以上の出席が必要である。ただし実習科目については、4 分の 3 以上出席することが必要である。遅刻は 30 分以内で、3 回につき 1 回の欠席扱いとする。
- (7) 歯科予防処置論Ⅰ～Ⅳ、歯科保健指導論Ⅰ～Ⅴ、歯科診療補助論 AⅠ～AⅣは、段階履修とする。
- (8) 歯科臨床実習Ⅰ、歯科臨床実習Ⅱ、歯科臨床実習Ⅲ及び臨地実習は、歯科予防処置論Ⅰ～Ⅲ、歯科保健指導論Ⅰ～Ⅳ、歯科診療補助論 AⅠ～AⅢ、B を修得した者でなければ履修できない。
- (9) 歯科臨床実習Ⅰ及び歯科臨床実習Ⅱは、登院試験に合格しなければ履修できない。
- (10) 歯科臨床実習Ⅱは、歯科臨床実習Ⅰを修得した者でなければ履修できない。
- (11) 総合講義は、当該年度に卒業所要単位を満たす見込みの者でなければ履修できない。
- (12) GPA 制度を導入している。GPA は、学生の学修成果を総合的に示す指標であり、これにより学修成果の評価を行う。1 セメスター毎に成績の確認を行い、GPA1.0 以下の学生には指導を行う。2 セメスターにわたり GPA1.0 以下の学生には再指導を行う。

(13) GPA による成績評価は、次のとおりとする。

	可否	評価	成績評価基準	GP	評価内容
成績評価対象	合格	秀	90 点～100 点	4.0	特に優れた成績
		優	80 点～89 点	3.0	優れた成績
		良	70 点～79 点	2.0	妥当と認められる成績
		可	60 点～69 点	1.0	合格と認められる最低限の成績
	不合格	不可	59 点以下	0.0	不合格の成績
		失格 試験欠席	受験失格 レポート未提出 試験欠席	0.0	不合格の成績
対象外		認定	単位認定科目	—	他大学等で履修した単位を本学の単位として認定した科目
		中止	履修中止科目	—	所定の手続きを経て履修を中止した科目

以上